

返戻金制度

一般社団法人次世代グローバル創生機構は、職業安定法第 32 条の 13 及び関係指針に基づき、次の返戻金制度を設けています。

紹介により就職した者が自己都合退職又は本人の責めに帰すべき事由により解雇された場合は、受領した紹介手数料について次のとおり返還します。

離職	返戻率
入社後 1 か月以内	80%
入社後 1 か月超 3 か月以内	50%
入社後 3 か月超 6 か月以内	20%
入社後 6 か月超	なし

※ ただし、求人者の責めに帰すべき事由による離職、労働条件の相違その他求人者側の事情による離職については、この限りではありません。